

議案第10号

つくばみらい市営住宅条例の一部を改正する条例

つくばみらい市営住宅条例（平成18年つくばみらい市条例第97号）の一部を次のように改正する。

第42条第3項中「年5パーセント」を「法定利率」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に到来した支払期に係る改正前の第42条第3項に規定する利息については、なお従前の例による。

令和2年3月5日提出

つくばみらい市長 小 田 川 浩 

提案理由

民法の一部を改正する法律及び民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、利息の利率を法定利率へと変更するため、条例の一部を改正するものです。

つくばみらい市営住宅条例(平成18年つくばみらい市条例第97号)新旧対照表

改正案	現行
<p>第42条 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該入居者に対し、当該市営住宅の明渡しを請求することができる。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長は、第1項第1号又は第6号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対し、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に<u>法定利率</u>の割合による支払期後の利息を付した額の金額を、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の金銭を徴収することができる。</p> <p>4～6(略)</p>	<p>第42条 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該入居者に対し、当該市営住宅の明渡しを請求することができる。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長は、第1項第1号又は第6号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対し、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に<u>年5パーセント</u>の割合による支払期後の利息を付した額の金額を、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の金銭を徴収することができる。</p> <p>4～6(略)</p>